

平成26年10月31日裁決

本文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)の支給を求めるといことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、慢性腎臓病、クローン病(以下、併せて「既決傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間(以下「既決受給期間」という。)について、労務不能であったとして傷病手当金を受給した。

2 請求人は、慢性腎臓病、クローン病(以下、併せて「本件請求傷病」という。)の療養のため、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間(以下「本件請求期間」という。)について、同年〇月〇日(受付)、全国健康保険協会〇〇支部長(以下「支部長」という。)に対し、労務不能であったとして傷病手当金の支給を請求した。

3 支部長は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、本件請求期間については、支給開始日を平成〇年〇月〇日、法定支給期間満了日を平成〇年〇月〇日とした上で、「法定給付期間(1年6カ月)を超えた請求であるため。」という理由により傷病手当金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

4 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

1 傷病手当金の支給について、法第99条第1項は「被保険者…が療養のため労務に服することができないときは、その

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金…を支給する。」と規定しており、法定支給期間については、法第99条第2項は、「……同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関しては、その支給を始めた日から起算して一年六月を超えないものとする。」と定めている。

2 本件の場合、前記第2の3記載の理由によってなされた原処分に対し、請求人は、既支給済期間後は寛解に至っていたものであって、今回の入院の一番の治療目的は、カテーテル感染を原因とした敗血症性ショックであったと主張しているのであるから、本件の問題点は、本件請求期間における本件請求傷病は、既決受給期間における既決傷病と連続する同一傷病と認められるかどうかである。

3 同一傷病かどうかについて判断する。

請求人にかかる健康保険傷病手当金支給申請書の「療養担当者が意見を記入するところ」欄(以下「医師意見欄」という。)(a病院(以下「a病院」という。))b科・A医師作成の平成〇年〇月〇日付のものによれば、本件請求期間について、傷病名には本件請求傷病が掲げられ、療養の給付開始年月日(初診日)は、クローン病は「昭和〇年不詳」、慢性腎臓病は「不詳」とされた上で、労務不能と認めた期間には平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間が、そのうち入院期間は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの79日間、診療実日数は80日、その期間における主たる症状および経過、治療内容、検査結果、療養指導等は、疾患に対し、経静脈栄養、レミケード投与にてa病院b科でコントロール中、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで発熱にて入院し、引き続き外来通院を必要とされており、従前の職種について労務不能と認められた医学的な所見は、自宅療養及び入院加療のため労務不能であったとされている。また、既決受給期間における既決傷病についてみると、a病院

B 医師作成の平成〇年〇月〇日（2通）、平成〇年〇月〇日（3通）、同年〇月〇日（2通）、同年〇月〇日付の各医師意見欄によれば、傷病名は、既往傷病とされ、療養の給付開始年月日（初診日）は、慢性腎臓病は「不詳」、クローン病は「昭和〇年不詳」とされた上で、平成〇年〇月〇日頃より息切れが気になり、貧血の進行が認められ受診、その後も血清クレアチニン値が上昇し、精査加療目的に入院加療とされている。さらに、a 病院作成の請求人にかかる診療報酬明細書（平成〇年〇月分から平成〇年〇月分までの医科入院医療機関別包括評価用、医科入院、医科入院外のもの）によれば、請求人は、平成〇年〇月〇日を診療開始日とする栄養障害、クローン病、また、同年〇月〇日を診療開始日とする慢性腎臓病、腎癌の疑い、腎性貧血、慢性腎不全などの傷病名により、平成〇年〇月には a 病院に4日通院し、その後の同年〇月〇日から腎性貧血に対して、エリスロポエチン製剤（エスポー皮下用6000国際単位）による造血療法、慢性腎不全に対する治療などを含めて入院加療を受けており、退院後の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日まで、主傷病名（大腸クローン病）、入院の契機となった主傷病名（大腸クローン病）、入院時併存傷病名（慢性腎不全、鉄欠乏性貧血、代謝性アシドーシス、敗血症など）のために再び入院、退院後2か月程外来通院していたが、同年〇月〇日から同月〇日まで、主傷病名（限局性腹膜炎）、入院の契機となった傷病名（限局性腹膜炎）、入院時併存傷病名（大腸クローン病、慢性腎不全、腎性貧血、亜鉛欠乏症）のために入院加療を受け、退院後2か月程外来通院したものの、同年〇月〇日から同月〇日までの間、主傷病名（大腸クローン病）、入院の契機となった傷病名（吻合部狭窄）、入院時併存傷病名（低カリウム血症、慢性腎不全、鉄欠乏貧血、慢性動脈閉塞症）のために入院し、同月〇日には小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡）を受け、退院

後3か月程外来通院していた時期があるが、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの期間は、主傷病名（大腸クローン病）、入院の契機となった傷病名（大腸クローン病）、入院時併存傷病名（末期腎不全、腎性貧血、吻合部狭窄、限局性腹膜炎）のために入院しており、同月〇日には小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡によるもの）を受け、退院後は、再び4か月程外来通院していた時期があるが、同年〇月〇日から同月〇日までの期間、主傷病名（大腸クローン病）、入院の契機となった傷病名（肛門狭窄）、入院時併存傷病名（肛門狭窄、慢性腎不全、腎性貧血、鉄欠乏性貧血）のために入院しており、同月〇日には小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡）を受け、その後4か月程外来通院後、同年〇月〇日から同月〇日までの期間は、主傷病名（大腸クローン病）、入院の契機となった傷病名（大腸クローン病）、入院時併存傷病名（吻合部狭窄、慢性腎不全、腎性貧血、肛門狭窄）のために入院し、同月〇日に小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡によるもの）を受け、退院後2か月程外来通院していたが、同年〇月〇日から同月〇日までの期間は、主傷病名（クローン病）、入院の契機となった傷病名（クローン病）、入院時併存傷病名（肛門狭窄、末期腎不全、腎性貧血、吻合部狭窄）のために入院し、同月〇日には小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡によるもの）を受け、さらに翌月の平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間は、主傷病名（敗血症性ショック）、入院の契機となった傷病名（敗血症性ショック）、入院時併存傷病名（クローン病、末期腎不全、細菌性肺炎、腎性貧血など）のために入院加療を受けていることが認められる。また、請求人に係る平成〇年〇月分の診療報酬明細書によれば、「レミケード使用について」として、「本患者は昭和〇年頃発症のクローン病です。c 病院で継続的に加療され、平成〇年〇月以降は d 病院に通院。下記の通り手術歴もある難治性クローン病で種々

の治療で効果なく平成〇年よりレミケード投与開始され（c病院）、現在に至っています。当科初診は平成〇年〇月〇日であり、以降当科で治療継続しているという経過です。＜既往歴＞平成〇年、〇年の2回手術歴あり、結腸摘出、回腸部分摘出されている。」と記載されている。

以上のような請求人の既往傷病から本件請求傷病にかかる臨床経過をみると、クローン病については、初診日を昭和〇年頃とされ、平成〇年より治療薬のレミケードによる薬物療法を継続して受けており、慢性腎臓病についても、a病院の初診日の平成〇年〇月〇日以降、継続して治療を受けているのであり、クローン病及び慢性腎臓病いずれの疾病についても、既決受給期間から本件請求期間までの間、経過中に寛解ないし完治することなく継続して治療を要する状態にあったと認められ、本件請求傷病は既決傷病から連続する同一傷病とするのが相当である。

なお、医学的な治癒に至っていない場合でも、医療を行う必要がなくなって社会復帰している状態が相当程度の期間継続しているときには、これを、いわゆる社会的治癒として、治癒と同様に扱うこととし、その後症状が再燃し、再び顕著になった時点を新たに初診日として取り扱うことができるとされているところ、本件においてこれをみると、請求人は、既決受給期間終了翌日である平成〇年〇月〇日から本件請求期間開始前日の平成〇年〇月〇日までの〇年〇か月の間（以下、便宜上「本件社会的治癒検討期間」という。）に、① 平成〇年〇月〇日から、② 同年〇月〇日から、③ 平成〇年〇月〇日から、④ 同年〇月〇日から、⑤ 同年〇月〇日から、⑥ 同年〇月〇日から、⑦ 平成〇年〇月〇日からの入院加療を受けており、それぞれの入院期間は決して長いものではないにしても、1年7か月の間に、クローン病に直接関連する小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡によるもの）などのために7回の入退院を繰

り返しており、それぞれの退院から次の入院までの期間は、通院加療を継続して受けているが、その期間はせいぜい1か月から4か月と極めて短期間であることを考えると、1年7か月の社会的治癒検討期間については、医療を行う必要がなくなって社会復帰している状態がある程度の期間継続している状態に相当すると認めることができず、本件社会的治癒検討期間をもって、これを、いわゆる社会的治癒の期間と認めることはできない。

4 そうすると、本件請求傷病と既決傷病は連続する同一傷病であり、既決受給期間終了後から本件請求期間開始日までの間に、いわゆる社会的治癒に相当する期間は存在しない。

5 よって、本件請求期間については、法定支給期間の1年6か月を超えた請求であるという理由により傷病手当金を支給しないとした原処分は相当であって、取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。